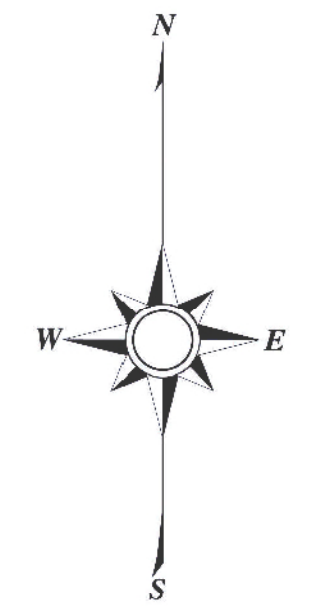



# 東京都市計画高度地区 総括図 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路(——)を表しています。



## 凡例

用途地域	用途地域(特別用途地区)
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域(特別工業地区)

高度地区	高度地区
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域

風致地区
■
■

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区)および都市計画道路の指定を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただくか、ご確認ください。
    - (1) 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
    - (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima, tokyo.jp)「都市計画情報システム」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(部状に道路両側に指定されているもの)では、基本的に道路と数度の境界線から30mです。30mのものは、「←30m」の表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

